

○倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示

(平成十四年一月三十一日)

(国土交通省告示第四十三号)

改正 平成一四年 五月一〇日国土交通省告示第三九五号
 同 一六年 二月二三日同 第一四九号
 同 二七年 六月 一日同 第六九二号
 同 三〇年 六月二九日同 第七八七号
 令和 三年 五月三十一日同 第四九二号
 同 五年一二月二八日同 第一二二二号
 同 六年 七月三十一日同 第一〇四四号

倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の規定に基づき、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示を次のとおり定める。

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示

(登録申請書に添付すべき書類)

第一条 倉庫業法施行規則(以下単に「規則」という。)第二条第二項第一号ハの国土交通大臣の定める書類は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類

規則第三条第一号の一類倉庫、規則第三条第二号の二類倉庫、規則第三条第三号の三類倉庫及び規則第三条第六号の貯蔵槽倉庫	一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項各号に該当する倉庫にあつては、当該倉庫に係る同法第七条第五項の検査済証又はこれに準ずる書類(以下「検査済証等」という。) 二 矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した書類 三 建具表、建具キープランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類 四 構造材の仕様書その他の倉庫の軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の強度が規則第三条の四第二項第二号の基準に適合していることを証する書類 五 熱貫流率の計算書、構造材の仕様書その他の倉庫(規則第三条第三号の三類倉庫を除く。)の施設が規則第三条の四第二項第五
---	---

	<p>号の基準に適合していることを証する書類</p> <p>六 警備業法(昭和四十年法律第百十七号)第二条第五項に定める警備業務用機械装置(以下単に「警備業務用機械装置」という。)の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p>
規則第三条第四号の野積倉庫及び規則第三条第五号の水面倉庫	<p>照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p>
規則第三条第七号の危険品倉庫	<p>一 建築基準法第六条第一項各号に該当する工作物である倉庫にあつては、当該倉庫に係る検査済証等</p> <p>二 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項の危険物(同法第九条の四第一項の指定数量以上のものに限る。以下単に「危険物」という。)を保管する倉庫にあつては、同法第十一条の規定に適合していることを証する書類</p> <p>三 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(同法第三条第一項第八号に掲げるものを除く。以下単に「高圧ガス」という。)を保管する倉庫にあつては、同法第十六条第一項又は同法第十七条の二第一項の規定に適合していることを証する書類</p> <p>四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス保安法」という。)第二条第一項に規定する液化石油ガス(以下単に「液化石油ガス」という。)を保管する倉庫(同法第三十六条第一項の規定による許可を受ける必要のあるものに限る。)にあつては、同項の許可を受けていることを証する書類</p> <p>五 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第四号に規定する第一種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可を受ける必要のある事業所であるものに限る。以下単に「第一種事業所」という。)である倉庫にあつては、同法第五条</p>

	<p>第一項の規定に適合していることを証する書類</p> <p>六 矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した書類</p> <p>七 建具表、建具キープランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類</p> <p>八 土地に定着した工作物である場合にあっては、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p> <p>九 土地である場合にあっては、照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p>
規則第三条第八号の冷蔵倉庫	<p>一 建築基準法第六条第一項各号に該当する倉庫にあっては、当該倉庫に係る検査済証等</p> <p>二 当該倉庫に設けられた冷蔵設備が高圧ガスを使用する場合にあっては、高圧ガス保安法第五条第一項又は第二項の規定に適合していることを証する書類</p> <p>三 矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した書類</p> <p>四 建具表、建具キープランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類</p> <p>五 構造材の仕様書その他の倉庫の軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の強度が規則第三条の四第二項第二号の基準に適合していることを証する書類</p> <p>六 警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p> <p>七 当該倉庫に設けられた冷蔵設備の仕様書、実証実験の結果を記載した書類その他の当該倉庫が規則第三条の十一第二項第三号の基準に適合していることを証する書類</p>

二 規則第二条第二項第一号(ハ及びヘを除く。)に掲げる書類及び前号に規定する書類のみでは規則第三条の三から第三条の十二までに規定する基準への適合性を証するこ

とができない場合にあつては、そのために必要な限度内で別途国土交通大臣又は地方運輸局長が指定する書類

(平一四国交告三九五・全改、平一六国交告一四九・平三〇国交告七八七・令三国交告四九二・一部改正)

(変更登録申請に係る国土交通大臣が定める書類)

第一条の二 規則第四条第三項の国土交通大臣の定める書類は、規則第二条第二項第一号ハ及びホに掲げるもの(第一条の四に定めるものを除く。)とする。

(平三〇国交告七八七・追加)

(倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める施設設備基準)

第一条の三 規則第四条の三第一項の国土交通大臣の定める施設設備基準は、規則第三条の三第一号の基準のほか、次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる基準とする。

一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫及び貯蔵槽倉庫	規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十条第二号に係るもの
野積倉庫	規則第三条の七第二項第三号の基準
水面倉庫	規則第三条の八第二項第三号の基準
危険品倉庫	一 規則第三条の三第二号の基準のうち第二条第三号ハからヘまでに係るもの 二 土地に定着した工作物である場合にあつては規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十条第二号に係るもの 三 土地である場合にあつては規則第三条の七第二項第三号の基準
冷蔵倉庫	一 規則第三条の三第二項の基準のうち第二条第四号ニに係るもの 二 規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十条第二号に係るもの

(平三〇国交告七八七・追加)

(倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める添付書類)

第一条の四 規則第四条の三第三項の国土交通大臣の定める書類は、規則第二条第二項第一号へに掲げる書類のほか、次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類とする。

一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫及び貯蔵槽倉庫	警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
野積倉庫及び水面倉庫	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
危険品倉庫	一 消防法第十一条の規定に適合していることを証する書類 二 高圧ガス保安法第十六条第一項又は同法第十七条の二第一項の規定に適合していることを証する書類 三 液化石油ガス保安法第三十六条第一項の許可を受けていることを証する書類 四 石油コンビナート等災害防止法第五条第一項の規定に適合していることを証する書類 五 土地に定着した工作物である場合にあつては、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類 六 土地である場合にあつては、照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
冷蔵倉庫	警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類

(平三〇国交告七八七・追加、令三国交告四九二・一部改正)

(倉庫の施設及び設備に関する法令の規定)

第二条 規則第三条の三第二号の国土交通大臣の定める法令の規定は、次のとおりとする。

- 一 規則第三条第一号から第三号まで又は第六号に掲げる倉庫であつて、建築基準法第六条第一項各号に該当するものにあつては、建築基準法
- 二 規則第三条第一号から第三号まで又は第六号に掲げる倉庫であつて、建築基準法第六条第一項各号に該当しないもの又は規則第三条第四号若しくは第五号に掲げる倉庫にあつては、消防法第十七条第一項並びに港湾法第四十条第一項及び都市計画法第二

十九条第一項又は第二項

三 規則第三条第七号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定

イ 建築基準法第六条第一項各号に該当する工作物である倉庫にあつては、建築基準法

ロ 建築基準法第六条第一項各号に該当しない工作物又は土地である倉庫にあつては、消防法第十七条第一項並びに港湾法第四十条第一項及び都市計画法第二十九条第一項又は第二項

ハ 危険物を保管する倉庫にあつては、消防法第十一条

ニ 高圧ガスを保管する倉庫にあつては、高圧ガス保安法第十六条第一項又は同法第十七条の二第一項

ホ 液化石油ガスを保管する倉庫にあつては、液化石油ガス保安法第三十六条第一項

ヘ 石油コンビナート等災害防止法第二条第四号に規定する第一種事業所である倉庫にあつては、同法第五条第一項

四 規則第三条第八号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定

イ 建築基準法第六条第一項各号に該当する倉庫にあつては、建築基準法

ロ 建築基準法第六条第一項各号に該当しない倉庫にあつては、消防法第十七条第一項並びに港湾法第四十条第一項及び都市計画法第二十九条第一項又は第二項

ハ 高圧ガス保安法第五条第一項又は第二項

(平一六国交告一四九・平三〇国交告七八七・令三国交告四九二・一部改正)

(一類倉庫の軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度)

第三条 規則第三条の四第二項第二号の国土交通大臣の定める軸組み、外壁又は荷ずりの強度の基準は、一平方メートルあたり二千五百ニュートン以上の荷重に耐える強度を有することとする。ただし、ラック保管を行っている場合、外壁付近に貨物を配置しないことが明らかである場合等荷崩れのおそれのない措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

2 規則第三条の四第二項第二号の国土交通大臣の定める床の強度の基準は、一平方メートルあたり三千九百ニュートン以上の積載荷重に耐える強度を有することとする。

(一類倉庫の防水措置)

第四条 規則第三条の四第二項第三号の国土交通大臣の定める構造の基準は、次のとおりとする。

一 屋根の構造にあつては、次のいずれかであること。

- イ 波型鉄板葺、瓦棒葺、折板構造、ルーフデッキ構造(瓦棒型ルーフデッキを含む。)等の金属板葺のもの
 - ロ 鉄筋コンクリート、プレキャストコンクリート板、軽量気泡コンクリート板等で造られているもので、有効な防水措置が講じられていると認められるもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらと同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められるもの
- 二 外壁の構造にあつては、次のいずれかであること。
- イ 波形鉄板その他の金属板張のもの
 - ロ モルタル塗のもので、下地にラスシートその他の鉄板を全面的に使用したもの又は鉄網モルタル塗のもので、裏面に下地板及びアスファルトフェルト、アスファルトルーフィングその他の防水紙を張ったもの
 - ハ 鉄筋コンクリート造のもので表面に有効な防水措置を施してあるもの又は金属系複合板張、プレキャストコンクリート板張若しくは軽量コンクリート板張(表面に有効な防水措置を施してあるものに限る。)のもので、各接合部分に有効な防水措置が講じられていると認められるもの
 - ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、これらと同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められるもの
- 2 規則第三条の四第二項第三号の国土交通大臣の定める設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 雨水を有効に排出できる雨樋を有すること。
 - 二 倉庫又は倉庫と隣接して設けられた設備(倉庫と区画されていないものに限る。)の内部(以下「倉庫内等」という。)に樋及びこれに伴う排水路並びに水を使用する設備が設けられていないこと。ただし、次の基準に該当する場合にあつては、この限りでない。
 - イ 谷樋にあつては、十分な水勾配がとられており、かつ、溢水を防ぐため十分な防水措置が講じられていること。
 - ロ 水を使用する設備の周囲に堰^{せき}が設けられている等当該設備から倉庫内等へ水が浸透しないよう適切な措置が講じられていること。
 - ハ 堅樋又は水を使用する設備に付随する給水又は排水のための配管(倉庫内等に設けられているものに限る。)にあつては、鋼管、硬質塩化ビニール管その他のこれらと同等の材質のものであり、かつ、結露防止のための防露被覆が施されていること。

ニ 樋又は水を使用する設備に付随する排水路(倉庫内等に設けられているものに限る。)にあっては、十分な水勾配がとられているとともに、耐重型の蓋の備付け、地下埋設等溢水防止のための措置が講じられていること。

(平一四国交告三九五・一部改正)

(一類倉庫の床の防湿措置)

第五条 規則第三条の四第二項第四号の国土交通大臣の定める防湿措置は、次のとおりとする。

- 一 床面にアスファルト舗装が施されていること。
- 二 床がコンクリート造のものにあっては、コンクリートの下にポリエチレンフィルム等の防水シートが敷き詰められていること、又はコンクリートの表面に金ごて押え等により有効な防湿措置が講じられていること。
- 三 床がコンクリート板敷又は煉瓦敷のものにあっては、有効な防湿措置が講じられていること。
- 四 床が板敷のものにあっては、床組部分の通風のため、床下換気孔が設けられていること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上に土地からの水分の浸透及び床面の結露の防止上有効な構造であると認められる措置が講じられていること。

(一類倉庫の遮熱措置)

第六条 規則第三条の四第二項第五号の国土交通大臣の定める遮熱措置は、屋根、外壁及び開口部の熱貫流率の平均値が一平方メートル一度につき四・六五ワット以下となるように措置されていることとする。

(一類倉庫の耐火性能又は防火性能)

第七条 規則第三条の四第二項第六号の国土交通大臣の定める基準は、倉庫の設けられている建物が建築基準法第二条第八号に定める防火構造(以下単に「防火構造」という。)で、その外壁のうち同法第二条第六号に定める延焼のおそれのある部分に設けられた開口部に同法第二条第九号の二に定める防火設備(防火戸に限る。以下次条において「防火設備」という。)を有すること、又は同法第二条第九号の二に定める耐火建築物(以下単に「耐火建築物」という。)若しくは同法第二条第九号の三に定める準耐火建築物(以下単に「準耐火建築物」という。)であることとする。

(平一四国交告三九五・一部改正)

(一類倉庫の災害防止上有効な構造又は設備等)

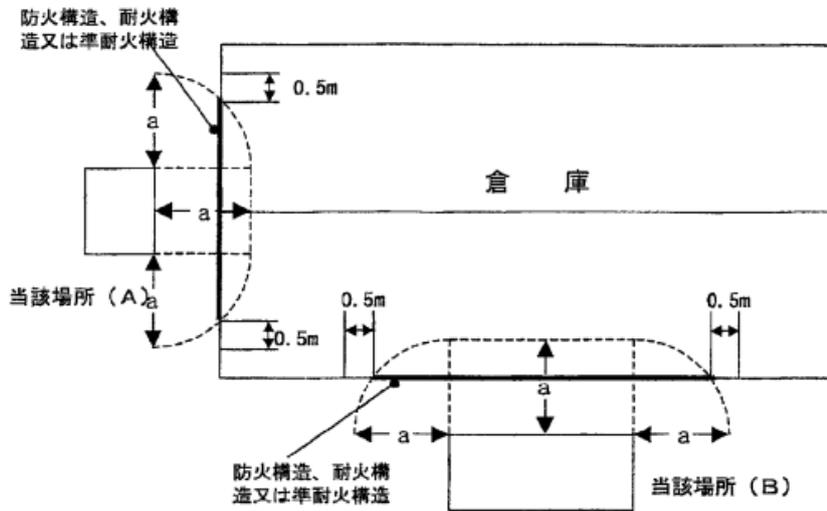
第八条 規則第三条の四第二項第七号の国土交通大臣の定める施設は、次のとおりとする。ただし、倉庫と当該施設との間に災害防止の目的を達することができる自立した工作物(鉄筋コンクリート造等の堅固な構造を有するもので、倉庫の外壁、軒裏及び屋根を全て防護することができるものに限る。)が設けられているもの又は当該施設の屋根及び外壁が耐火構造であり、かつ、倉庫に面する外壁に設けられた開口部に防火設備を有するものを除く。

- 一 建築基準法第二条第四号の居室を有する施設(次号及び第三号に掲げる施設を除く。)であって倉庫の外壁から三メートル未満の範囲に存在するもの(以下「火気取扱施設」という。)
- 二 工場、ごみ焼却場等の業務上火気を使用する施設(次号に掲げる施設を除く。)であって倉庫の外壁から五メートル未満の範囲に存在するもの(以下「業務上火気取扱施設」という。)
- 三 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、高圧ガスの製造所(冷凍のためのものを除く。)、販売所及び貯蔵所又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条に定める火薬類の製造所及び貯蔵所であって倉庫の外壁から十メートル未満の範囲に存在するもの(以下「危険物等取扱施設」という。)

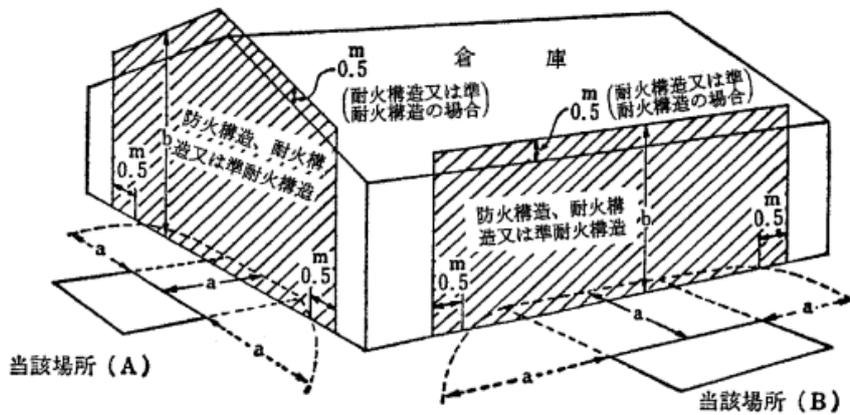
2 規則第三条の四第二項第七号の国土交通大臣の定める構造又は設備は、次のとおりとする。

- 一 付近に前項第一号又は第二号に規定する施設が存在する倉庫にあつては、当該施設に面する倉庫の外壁のうち次図に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有すること。
- 二 付近に前項第三号に規定する施設が存在する倉庫にあつては、当該施設に面する倉庫の外壁のうち次図に示す部分を建築基準法第二条第七号に定める耐火構造(以下単に「耐火構造」という。)又は同法第二条第七号の二に定める準耐火構造(以下単に「準耐火構造」という。)とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一百十二条第一項の特定防火設備(同条第十四項第一号に規定する構造の防火戸に限る。以下単に「特定防火設備」という。)を有すること。

(平 面 図)



(透 視 図)



図中のa及びbは、次のとおりとする。

- a 当該場所が火気取扱施設の場合は3m、業務上火気取扱施設の場合は5m、危険物取扱施設の場合は10mとする。
- b 防火構造、耐火構造又は準耐火構造とすべき部分の高さは、防火構造の場合にあっては、屋根面までの高さとし、耐火構造又は準耐火構造の場合にあっては、屋根面までの高さに0.5mを加えた高さとする。ただし、当該倉庫の屋根が耐火構造又は準耐火構造である場合にあっては、屋根面までの高さで足りることとする。

なお、災害防止上不十分である場合又は当該倉庫の高さに比して第8条第1項各号に

定める施設が著しく小規模である場合等にあつては、この限りではない。

(平三〇国交告七八七・一部改正)

(一類倉庫の防火区画)

第九条 規則第三条の四第二項第八号に規定する施設は、次のとおり区画されていなければならない。

- 一 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物である場合にあつては、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第百十二条第十項、第十一項、第十五項及び第十六項並びに同令第百二十九条の二の三第一項第一号ロの基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画されていること。
- 二 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物である場合にあつては、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第百十三条第一項の基準に適合する防火壁により区画されていること。

(平二七国交告六九二・一部改正)

(一類倉庫の防犯措置)

第十条 規則第三条の四第二項第十号の国土交通大臣の定める構造及び設備は、次のとおりとする。

- 一 出入口に扉を有し、かつ、錠を備えていること。
- 二 倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有すること。
- 三 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫(倉庫が相互に直接立ち入ることができないように区画されている場合にあつては、その区画された部分。以下この号において同じ。)に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分(以下「隣接部分」という。)が存在する場合にあつては、当該部分から倉庫又は倉庫に付随する施設に直接立ち入ることができないような措置が講じられていること。ただし、隣接部分を当該倉庫に係る寄託者の用に供する場合にあつては、この限りでない。

(平三〇国交告七八七・一部改正)

(一類倉庫の防そ措置)

第十一条 規則第三条の四第二項第十一号の国土交通大臣の定める設備は、地窓及び下水管又は下水溝に通じる部分に設けられた金網等のねずみの侵入を防止する設備及び出入口に設けられた閉鎖時にねずみの侵入を防止する設備とする。

(三類倉庫の特例)

第十二条 規則第三条の六第二項ただし書きに規定する倉庫に係る基準は、次によるものとする。

- 一 規則第三条の四第二項(第二号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号を除く。)の規定に適合していること。
- 二 壁の設けられた部分に限り、規則第三条の四第二項第二号の規定に適合していること。
- 三 当該倉庫の設けられている建物内に設けられた火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が不燃材料の壁若しくは建築基準法第二条第九号の二ロに定める防火設備又は床により区画されていること。
- 四 第十条第三号及び第四号に規定する防犯措置がとられていること。

(平一四国交告三九五・平三〇国交告七八七・一部改正)

(野積倉庫の防護施設)

第十三条 規則第三条の七第二項第二号の国土交通大臣の定める防護施設は、塀、柵、格子、鉄条網等の遮蔽物(一・五メートル以上の高さを有し、容易に破壊できない強度を有するものに限る。)又は岸壁であって最高水面から一・五メートル以上の高さを有するものとする。

(野積倉庫の防犯上有効な設備)

第十四条 規則第三条の七第二項第三号の国土交通大臣が定める防犯上有効な設備は、夜間、倉庫の周囲においてニルクス以上の照度が確保できる照明が設けられていること、又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有することとする。

(平三〇国交告七八七・全改)

(建物の屋上を野積倉庫として用いる場合の屋上の床の強度)

第十五条 規則第三条の七第二項第四号の国土交通大臣の定める基準は、一平方メートルあたり三千九百ニュートン以上の積載荷重に耐える強度を有することとする。

(水面倉庫の防護施設)

第十六条 規則第三条の八第二項第一号の国土交通大臣の定める工作物は、築堤、網羽(くい等により固定されている場合に限る。)その他の工作物とする。

(水面倉庫の防犯上有効な設備)

第十七条 規則第三条の八第二項第三号の国土交通大臣が定める防犯上有効な設備は、夜間、倉庫の周囲においてニルクス以上の照度が確保できる照明が設けられていること、

又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有することとする。

(平三〇国交告七八七・全改)

(貯蔵槽倉庫の周壁の側面及び底面の強度)

第十八条 規則第三条の九第二項第二号の国土交通大臣の定める周壁の側面の強度の基準は、一平方メートルあたり二千五百ニュートン以上の積載荷重に耐える強度を有することとする。

2 規則第三条の九第二項第二号の国土交通大臣の定める周壁の底面の強度の基準は、一平方メートルあたり三千九百ニュートン以上の積載荷重に耐える強度を有することとする。

(冷蔵倉庫の基準)

第十九条 規則第三条の十一第二項第三号の国土交通大臣の定める基準は、次によるものとする。

一 冷凍機の冷凍能力が当該冷凍機によって冷却される冷蔵室及びこれと併用冷却される凍結装置その他の設備(以下「冷蔵室等」という。)に係る熱損失の合計以上であること。

二 冷蔵室の冷却管の全表面積(以下「冷却面積」という。)が当該冷蔵室に係る所要冷却面積以上であり、間接膨張による冷却方式の場合にあっては、ブライン冷却器の冷却面積が当該ブライン冷却器に係る所要冷却面積以上であること。

2 前項第一号の熱損失の合計は、次の各号に掲げる算式により算出された値の合計とする。なお、倉庫が保管温度の異なる複数の冷蔵室から構成されている場合にあっては、それぞれの冷蔵室ごとの熱損失を算出し、その合計をもって当該倉庫の熱損失の値とする。

一 天井、床、外壁及び間仕切壁(以下「天井等」という。)からの熱の侵入による熱損失にあっては、次の算式により算出された値とする。

$$Q=Kd(t_1-t_2)$$

この式において、 Q 、 K 、 d 、 t_1 及び t_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 天井等熱侵入量(単位 ワット)の値

K 熱通過率(単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)の値であって、一の層により構成された保冷材又は天井等にあっては、次の式により算出された値とし、複数の層により構成された保冷材又は天井等にあっては、各層ごとの熱伝導抵抗(次式により算出された熱通過率の逆数とする。)の和の逆数の値とする。

熱通過率＝温度零度の下での保冷材の熱伝導率(単位 ワット毎メートル毎ケルビン)／保冷材又は天井等の厚さ(単位 メートル)

d 天井等の表面積(単位 平方メートル)の値

t₁ 外気等の温度であって、次に掲げる場所ごとに次表に定める値

天井上	四十度
床下(防熱装置が地盤に接している場合)	十五度
床下(防熱装置が地盤に接していない場合)	二十五度
外壁外	三十三度
間仕切壁外(隣室が冷蔵室の場合)	当該冷蔵室の級ごとに次表に定める温度
間仕切壁外(隣室が冷蔵室以外の場合)	十五度

t₂ 冷蔵庫の温度であって、冷蔵室の級ごとに次表に定める値

C ₃ 級(保管温度がマイナス二度を超え十度以下のもの)	零度
C ₂ 級(保管温度がマイナス十度を超えマイナス二度以下のもの)	マイナス六度
C ₁ 級(保管温度がマイナス十八度を超えマイナス十度以下のもの)	マイナス十四度
F ₁ 級(保管温度がマイナス二十四度を超えマイナス十八度以下のもの)	マイナス二十一度
F ₂ 級(保管温度がマイナス三十度を超えマイナス二十四度以下のもの)	マイナス二十七度
F ₃ 級(保管温度がマイナス三十五度を超えマイナス三十度以下のもの)	マイナス三十二・五度
SF ₁ 級(保管温度がマイナス四十度を超えマイナス三十五度以下のもの)	マイナス三十七・五度
SF ₂ 級(保管温度がマイナス四十五度を超えマイナス四十度以下のもの)	マイナス四十二・五度
SF ₃ 級(保管温度がマイナス五十度を超えマイナス四十五度以下のもの)	マイナス四十七・五度
SF ₄ 級(保管温度がマイナス五十度以下のもの)	マイナス五十五度

二 入庫した受寄物を保管温度まで冷却するための熱損失にあつては、次の算式により算出された値とする。

$$Q = CT(t_1 - t_2) \times 1 / 24 \times 1 / 3.6$$

この式において、Q、C、T、 t_1 及び t_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 受寄物を冷却するための熱損失(単位 ワット)の値

C 受寄物の比熱の値(単位 ワット毎トン毎ケルビン)であって、C₃級及びC₂級の冷蔵室にあつては、三・三六とし、それ以外の冷蔵室にあつては、一・六八とする。

T 一日あたりの入庫貨物量(単位 キログラム)の値であつて、冷蔵室の収容能力が二千トン以下の場合にあつては、収容能力の三パーセント、冷蔵室の収容能力が二千トンを超える場合にあつては、収容能力の二・五パーセントとして算出することとする。

t_1 入庫の際の受寄物の温度であつて、冷蔵室の級ごとに次表に定める値

C ₃ 級及びC ₂ 級	十五度
C ₁ 級	マイナス五度
F ₁ 級	マイナス十度
F ₂ 級	マイナス十八度
F ₃ 級	マイナス二十五度
SF ₁ 級	マイナス三十度
SF ₂ 級	マイナス三十五度
SF ₃ 級	マイナス四十度
SF ₄ 級	マイナス四十度

t_2 冷蔵室の温度であつて、冷蔵室の級ごとに前号に定める値

三 換気に伴う熱損失、電動送風機の使用に伴う熱損失、作業員が発する熱による熱損失等の合計にあつては、第一号及び第二号に定めるところにより算出された熱損失の合計の四十五パーセント(電動送風機の使用に伴う熱損失がない場合にあつては、三十五パーセント)の値(単位 ワット)とする。

四 その他当該冷蔵室と併用冷却される次のイ又はロに掲げる設備(冷蔵室と同時に運転されるものに限る。)を有する場合において、これらの設備の運転に要する熱損失の合計にあつては、これらの設備ごとに当該イ又はロに定める値とする。

イ 凍結装置 日産凍結能力一トンにつき五千七百九十ワット

ロ 製氷装置 日産製氷能力一トンにつき六千七百六十ワット

3 第一項第二号の冷蔵室に係る所要冷却面積は、次の算式により算出された値とする。

$$A = \frac{Q}{K(t_2 - t_3)}$$

この式において、A、Q、K、 t_2 及び t_3 は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 所要冷却面積(単位 平方メートル)の値

Q 当該冷蔵室の熱損失(単位 ワット)の値であって、第二項各号に掲げる数式により算出された値の合計

K 熱通過率(単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)の値

t_2 冷蔵室の温度(単位 度)の値

t_3 直接膨張式の場合にあつては、冷媒の蒸発温度、間接膨張式の場合にあつては、ブラインの温度(単位 度)の値

- 4 第一項第二号のブライン冷却器に係る所要冷却面積は、次の算式により算出された値とする。

$$A = \frac{Q}{K(t_3 - t_4)}$$

この式において、A、Q、K、 t_3 及び t_4 は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 所要冷却面積(単位 平方メートル)の値

Q 当該冷蔵室の熱損失(単位 ワット)の値であって、第二項各号に掲げる数式により算出された値の合計

K 熱通過率(単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)の値

t_3 ブラインの温度(単位 ケルビン)の値

t_4 冷媒の蒸発温度(単位 ケルビン)の値

- 5 第一項の規定にかかわらず、当該冷蔵倉庫が、冷却試験、過去の温度記録の調査その他の方法により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があると認められる場合には、規則第三条の十一第二項第三号の国土交通大臣の定める基準を満たすものとする。

(平一四国交告三九五・令五国交告一二二二・一部改正)

(倉庫管理主任者の設置の基準)

- 第二十条 規則第八条第二号の国土交通大臣の定める倉庫は、野積倉庫、水面倉庫、危険品倉庫(野積により貨物の保管を行うものを除く。以下同じ。)、貯蔵槽倉庫及び冷蔵倉庫とし、野積倉庫及び水面倉庫にあつては有効面積一平方メートルにつき〇・五平方メートル、危険品倉庫(貯蔵槽により貨物を保管するものを除く。)にあつては有効面積一平方メートルにつき二平方メートル、危険品倉庫であつて貯蔵槽により貨物を保管する

ものにあつては有効容積一立方メートルにつき〇・四平方メートル、貯蔵槽倉庫及び冷蔵倉庫にあつては一立方メートルにつき〇・二平方メートルの割合でそれぞれ換算するものとする。

2 規則第八条第二号の国土交通大臣が定める値は、一万平方メートルとする。

(倉庫の管理に関する講習)

第二十一条 規則第九条第一項第三号の国土交通大臣の定める倉庫の管理に関する講習

は、次の表の上欄に掲げる科目に関し、中欄に掲げる授業時間数により、下欄に掲げる者のうちのいずれかを講師として行われるものとする。

科目	授業時間数	講師
関係法規等(倉庫業法(昭和三十一年法律第二十一号)その他の倉庫の管理のため必要な関係法規及び倉庫寄託約款に関する事項(防火管理及び労働安全に関するものを除く。))	一時間	一 国の職員又は職員であつた者等で倉庫業法その他の倉庫の管理のため必要な関係法規等に関する事項(防火管理及び労働安全に関するものを除く。)について専門的な知識を有する者 二 営業倉庫において十年以上実務に従事した経験を有する者
防火管理(消防法に関する事項その他の倉庫における火災の防止のため必要な事項)	一時間	一 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者等で、消防法に関する事項その他の倉庫における火災の防止のため必要な事項について専門的な知識を有する者 二 営業倉庫において十年以上実務に従事した経験を有する者
労働安全(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号))	一時間	一 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者等

<p>に関する事項その他の倉庫荷役等における労働災害の防止のため必要な事項)</p>		<p>で、労働安全衛生法に関する事項その他の労働災害の防止のため必要な事項について専門的な知識を有する者</p> <p>二 営業倉庫において十年以上実務に従事した経験を有する者</p>
<p>倉庫管理実務(入出庫、保管、荷役その他の倉庫管理業務の実施に関する事項)</p>	<p>一時間</p>	<p>一 倉庫業者の組織する団体の職員又は職員であった者等で倉庫管理業務について専門的な知識を有する者</p> <p>二 営業倉庫において十年以上実務に従事した経験を有する者</p>

(平一四国交告三九五・追加)

(トランクルームの認定の基準)

第二十二條 規則第二十一條第一項第一号の定温性能の基準は、次のとおりとする。

- 一 冷却装置、加熱装置等を備えることにより、トランクルーム内の温度を一定の範囲内に保つことができること。
- 二 トランクルーム内の見やすい場所に温度計が設けられていること。
- 三 規則第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

2 規則第二十一條第一項第二号の定湿性能の基準は、次のとおりとする。

- 一 除湿機、加湿機等を備えることにより、トランクルーム内の湿度を一定の範囲内に保つことができること。
- 二 トランクルーム内の見やすい場所に湿度計が設けられていること。
- 三 規則第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

3 規則第二十一條第一項第三号の防塵性能の基準は、次のとおりとする。

- 一 床に防塵塗装その他の防塵措置が講じられていること。
- 二 トランクルーム内の集塵のため、清掃機その他の機器が備えられていること。
- 三 保管物品への直接の塵の付着を防止するための専用保管容器、防塵カバー等が備え

られていること。

四 規則第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

4 規則第二十一条第一項第四号の防虫性能の基準は、次のとおりとする。

一 冷却装置等を備えることにより、トランクルーム内の温度を害虫の発生を防ぐ一定の温度以下に保つことができること。

二 除湿機等を備えることにより、トランクルーム内の湿度を害虫の発生を防ぐ一定の湿度以下に保つことができること。

三 害虫の発生を防止するため、トランクルーム内に有効な防虫剤又は薫蒸装置が備えられていること。

四 規則第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

5 規則第二十一条第一項第五号の防磁性能の基準は、次のとおりとする。

一 磁気を帯びた物品がトランクルーム内に入ることを防止するため、トランクルームの入口に磁気センサーが設けられていること又は保管物品への磁気の影響を防ぐための専用保管容器が備えられていること。

二 規則第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

6 規則第二十一条第一項第六号の常温及び常湿性能の基準は、規則第三条の四第二項各号の基準に適合していることとする。

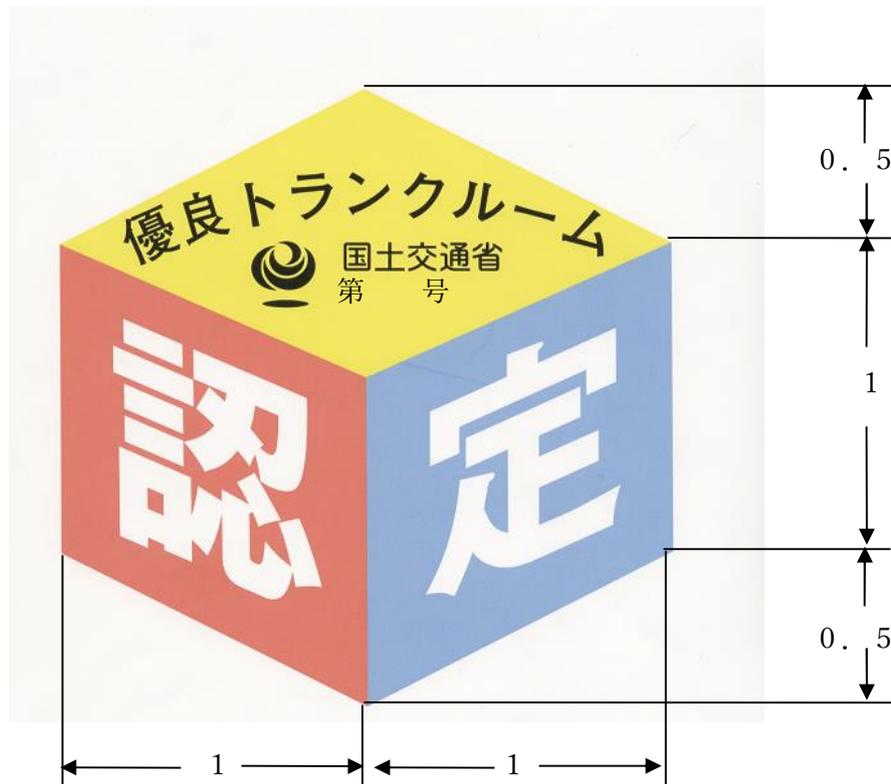
(平一四国交告三九五・旧第二十一条繰下・一部改正、平三〇国交告七八七・一部改正)

(認定マーク)

第二十三条 法第二十五条の認定を受けたトランクルームに係る倉庫業者は、当該トランクルームが認定トランクルームであることを示すマークを当該認定トランクルームに係る営業所その他の事業所に掲示し、当該倉庫業者のウェブサイトに掲載し、又はパンフレットその他の当該認定トランクルームの利用者に配布する書面上に付することができる。

2 前項のマークは、次のとおりとする。

(令六国交告一〇四四・一部改正)



備考 地の上の部分の色彩は黄色、文字及び記号を黒色、地の左の部分の色彩は明るい赤色、文字を白色、地の右の部分の色彩は空色、文字を白色とする。

マークの下には、当該優良トランクルームの有する性能を列記すること。

(平一四国交告三九五・旧第二十二條線下)

附 則

この告示は、倉庫業法の一部を改正する法律(平成十三年法律第四十二号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年二月二三日国土交通省告示第一四九号)

この告示は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二七年六月一日国土交通省告示第六九二号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二九日国土交通省告示第七八七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月三十一日国土交通省告示第四九二号)

この告示は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年六月一日)から施行する。

附 則 (令和五年一二月二八日国土交通省告示第一二二二号)

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

この告示の施行前にされた倉庫業法(昭和三一年法律第一二一号)第四条の規定による登録の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年七月三十一日国土交通省告示第一〇四四号)

この告示は、令和六年七月三十一日から施行する。